

不登校の未然防止 と対応の在り方



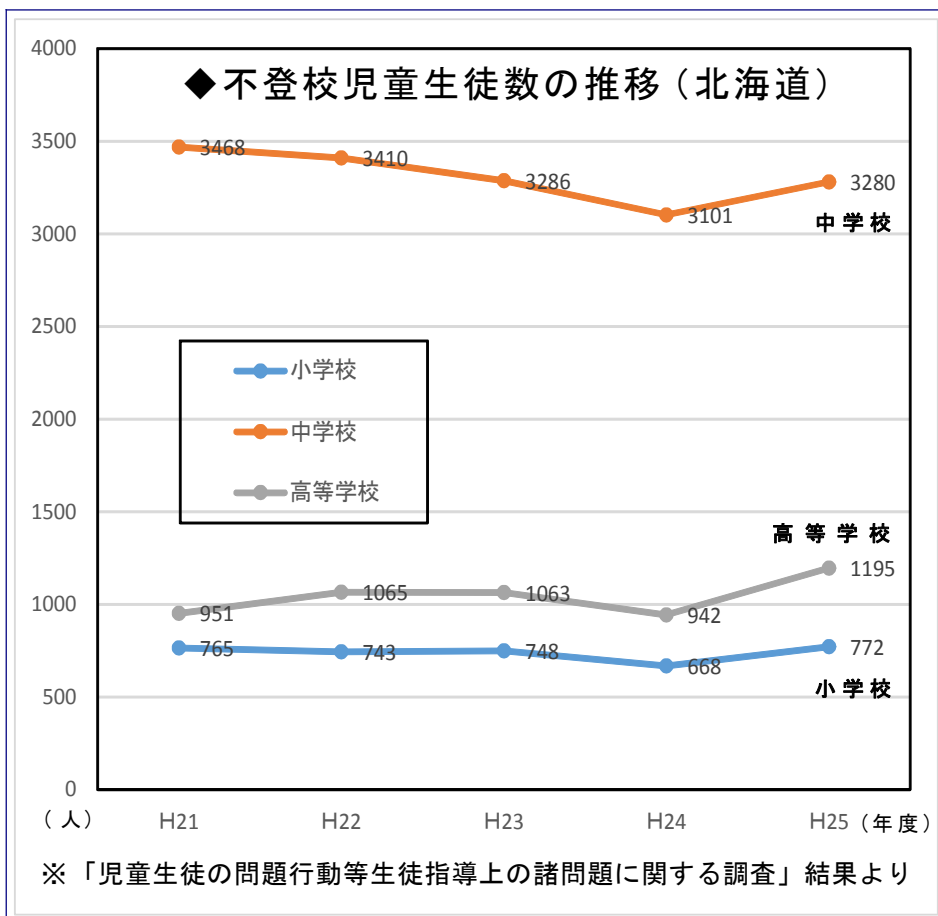
文部科学省が実施した「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」において、道内における不登校児童生徒数は、ここ数年減少傾向にありましたが、平成25年度は、一転して増加に転じ、学校教育上の大きな課題となっています。

不登校の未然防止、早期発見・対応に向けて、学校と家庭や適応指導教室等の関係機関が連携し、不登校児童生徒や保護者への支援の充実を図ることが大切です。

平成25年度 北海道の 不登校児童生徒数 (国公立学校)

小学校 772人(104人増)
中学校 3,280人(179人増)
高等学校1,195人(254人増)

※ () は前年度との比較



「不登校」

とは、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、児童生徒が登校しないあるいは、したくともできない状況にあること(ただし、病気や経済的な理由によるものは除く)をいう。

左のグラフに示す不登校児童生徒数は、年間に連続又は断続して30日以上欠席した児童生徒のうち、欠席の主な理由が不登校であるもの。

不登校児童生徒の多くは、学校や適応指導教室(教育支援センター)、教育委員会・教育センター等の教育委員会所管の機関、児童相談所・福祉事務所、保健所・精神保健福祉センター、病院・診療所、民間団体・民間施設等の機関等での相談・指導を受け、不登校が解消しています。しかし、全く相談・指導を受けていない児童生徒や不登校が長期間にわたって続いている児童生徒もいます。児童生徒に関係する機関等が連携して、不登校児童生徒の相談・指導の充実をめぐる大切が必要です。

北海道生徒指導連絡会議 (平成27年3月発行)

事務局 北海道教育庁学校教育局
参事 (生徒指導・学校安全)

不登校の未然防止

不登校は、学校だけの責任でも、当該児童生徒あるいは家庭だけの責任でもなく、その要因また背景は複雑・多岐にわたり、多様な現れ方があることから、過去に遡って原因を探して解決することが難しい場合が多く見られます。そのため、不登校は特定の状況下で起こるのではなく「どの子どもにも起こり得る」ととらえ、不登校の未然防止に向け、児童生徒の自己存在感や自己有用感を高める取組の充実や、学ぶ楽しさを実感できる授業の実施等により、多様化する児童生徒一人一人に応じた「居場所」のある学校・学級づくりを進めることが大切です。

■すべての児童生徒にとっての「居場所づくり」を

「心の居場所」とは、児童生徒がかげがえのない一人の人間として尊重され、認められているという思いや喜びを実感できる場であり、具体的には右のような場が考えられます。

「不登校の児童生徒にとって居心地のいい場所」は「すべての児童生徒にとっても居心地のいい場所」になることから、児童生徒が安心できる、自己存在感や充実感を感じられる「居場所」をつくり、児童生徒に提供することが大切です。

◆心の居場所◆

- 個性や能力、自主性を発揮できる場
- 一人一人がたくましく生きていくことのできる場
- 自らが「必要とされる存在」であると感じることができるような場
- 自己を生かすことのできる場
- 自己表現を図ることのできる場
- 一人一人の子どもが集団の中で生き生きと活動できる場

【学校不適応調査研究協力者会議報告書(平成4年3月)】

学校における取組（例）

- ・児童生徒の発達の段階に応じたきめ細かい指導や配慮を充実する。
(学年・学校間の連携、分かる授業、学ぶ意欲を育む進路指導等)
- ・客観的で多面的・多角的な児童生徒理解に基づく指導や支援を充実する。
(子ども理解支援ツール「ほっと2014」などの生活アンケートの活用等)
- ・一人一人を大切に認め合い励まし合う学級・ホームルーム経営を充実する。
(すべての児童生徒が活躍できる場面の設定、落ち着ける教室環境の整備等)
- ・教育相談体制と教育相談的な配慮を充実する。
(心身の状態、学習の状況、不安や悩み、夢や希望の把握、よいところの発見等)

家庭における取組（例）

- ・子どもの発達の段階に応じて、基本的な生活習慣や社会生活上のルールやマナー等を身に付けさせる。
- ・子どもに、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育む。

地域・関係機関における取組（例）

- ・子どもが様々な機会を通じて学校外の人間関係を形成し、自分の役割や存在を自覚することができるよう、学校外で活動できる場所や機会を提供する。
- ・子どもが異世代間の交流や社会体験活動、文化・スポーツ活動等に取り組むことができる体制を整える。
- ・保護者をはじめとする地域住民が、子どもたちを取り巻く様々な現状や課題等について理解を深め、互いの考えを交流することのできる機会を提供する。

不登校の初期対応

不登校児童生徒の中には、一度不登校になると、なかなか学校に復帰できず、長期にわたって学校を欠席している場合も見られます。不登校は年間30日以上欠席が該当しますが、学校を休み始めた時期と欠席が長期化した時期との間にタイムラグが見られ、一定の「潜在期間」を経て不登校になることが考えられます。児童生徒の欠席が30日となる「不登校」となってから対応するのではなく、児童生徒が休み始めた、休みが続いた早い段階で、一人一人の状況に応じた相談・支援を行うことが、不登校の未然防止とともに、早期の解決には重要です。

■不登校の前兆を把握したら、一人一人に応じた組織的な支援を

児童生徒の心のサインや変化を見逃さないよう、右のようなチェック項目を活用して教職員や保護者等の様々な視点から児童生徒を見つめ、不登校の前兆を把握することが大切です。

該当する児童生徒がいた場合には、学校の不登校対策委員会等の組織で個別の「支援シート」や「支援プラン」等を作成し、学校と家庭、関係機関と連携した具体的な支援を進めることが必要です。

- ◆チェック項目（例）◆
- 理由が明確でない遅刻や早退が多くなった。
 - 特定の曜日や教科の授業のある日に欠席が多くなった。
 - 体調不良を訴え、保健室に行くことが多くなった。
 - 先生を避けるようになった。 など
- 【不登校児童生徒の支援に関する研究
（北海道立教育研究所・平成17年2月）
【Ladder第21号（平成23年12月15日）】

◆「支援シート」を活用した取組例◆

チェックシートで該当した生徒について、これまでの教育相談や「ほっと」等の結果から、問題が生じている要因や背景について整理し、状況を改善するための目標を設定します。

支援案には、いつ、どこで、誰が、どのような支援を行うのかを具体的に示し、役割分担を明確にします。

「支援シート」(例)						
問題の要因・背景		2学期から毎週月曜日に遅刻。欠席が見られるようになり…				
支援目標		学習に対する自信を回復させ、自分の進路の実現に向け進んで…				
	現在の状況	考慮点	未来像	支援案	評価	
学習面	+	成績優秀 国語・数学	努力しているが成果が出ない。	学習方法を工夫することで状況を改善し自信をもたせることで…	(担任) 家庭での学習時間や場所、方法について個別面談で… (教科担任) 教科学習相談日で学習のつまずきについて確認… (部活動顧問) 練習前後の時間で将来就きたい仕事について…	支援後の具体的な変化を記入し、支援方針やプランの見直しを進めます。
	-	1学期末の試験で英語が低下	学習方法に問題がないかを確認。			
学校生活面	+					
学校生活面	-	問題の状況に応じて、学習面や学校・家庭生活面、健康面等に関して、プラス面とマイナス面を分析し、考慮すべき点やどうなるとよいのかという具体的な未来像を示します。				
家庭生活面	+			(保護者) 家庭での学習や生活の様子について家庭訪問や電…		
家庭生活面	-	学校だけではなく、家庭や地域における具体的な支援についても検討し、保護者や関係機関と連携して進めます。				

【不登校児童生徒の支援に関する研究（北海道立教育研究所・平成17年2月）参考】

- 前年度や前の学期に欠席が多かった児童生徒や欠席が数日続いている児童生徒、不登校となった児童生徒に対しては、担任や保護者が問題を抱え込まないように、児童生徒にかかわる学校、家庭、関係機関の関係者により組織的に対応することが大切です。

登校時の対応

不登校児童生徒が学校に登校できるようになっても、以前と同じように自分の学級の教室で学習・生活することができない場合も少なくありません。その場合、登校した児童生徒は、保健室や相談室、余裕教室等の別室で学習・生活することとなり、学校では当該児童生徒に対する指導体制を整える必要があります。その際、温かい雰囲気のもと、自然な形で迎えるとともに、一人一人の立場に立って、児童生徒の状況に合わせた指導・支援を行うことができるよう、学習課題や活動プログラムの工夫と担当教員の配置等の調整を進めることが大切です。

■一人一人の社会的自立を目指した組織的なサポートを

不登校児童生徒が登校した際には、通常の児童生徒の登校時と同様に、児童生徒の状況を確認し、右のような対応のポイントを全教職員で共有した上で、指導を進めることが大切です。

指導の経過や状況については、「支援シート」や「支援プラン」等に反映しながら、当該児童生徒に対する指導

・支援を継続していくことが必要です。その際、不登校解決の最終目標は当該児童生徒の社会的自立であることを踏まえ、不登校の児童生徒が一人一人の個性を生かし社会に参加し、充実した人生を過ごしていくための道筋を築いていく活動を、学校だけではなく、家庭や地域、適応指導教室やフリースクール等の関係機関と連携し提供していくことが重要です。

◆登校時の対応のポイント◆

- 学年・学期始めや学校行事などの登校に向けてのタイミングをとらえる。
- 登校した児童生徒が不安を感じることをない環境づくりに配慮する。
- 個別の学習指導を工夫する。
- 学校復帰に向け学級の受入れ態勢を整える。
- 学校復帰後の適切な支援を継続する。

【不登校児童生徒の支援に関する研究

（北海道立教育研究所・平成17年2月）】

◆小・中・高等学校での不登校児童生徒の登校時の対応例◆

小学校での対応例

〔対象児童〕 6年生男子
〔登校状況〕 週に1・2日登校し、すべて別室で授業を受けている
〔指導体制〕 管理職・生徒指導主事・担任等の6名が時間を調整し別室での指導に当たっている
〔指導内容〕 教科の学習指導を中心に実施
〔連携状況〕 児童が通院している病院や保護者が相談している児童相談所と児童に関する情報共有を図り、指導を進めている

中学校での対応例

〔対象生徒〕 3年生女子
〔登校状況〕 週に2・3日登校し、すべて別室で授業を受けている
〔指導体制〕 担任と教科担任が登校時の個別の時間割に従い別室での指導に当たっている
〔指導内容〕 教科の学習指導と教育相談を実施
〔連携状況〕 登校日以外に生徒が利用している適応指導教室とフリースクールと連携し、進路の実現に向け指導を進めている

高等学校での対応例

〔対象生徒〕 2年生男子
〔登校状況〕 毎日登校し、一部教室で授業を受け、一部別室で過ごしている
〔指導体制〕 担任と教科担任、養護教諭が交代で別室にいる際の指導に当たっている
〔指導内容〕 教育相談を中心に実施
〔連携状況〕 生徒が通院している病院と生徒の心身の状況や学校での指導の経過について情報共有を図り、指導を進めている

学習状況の把握と学習の評価

不登校児童生徒の学習状況の評価については、平成15年5月の文部科学省通知「不登校への対応の在り方について」の「不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫」において、

- ・不登校児童生徒が適応指導教室や民間施設等の学校外の施設において指導を受けている場合には、当該児童生徒が在籍する学校がその学習の状況等について把握することは、学習支援や進路指導を行う上で重要であること。
- ・学校が把握した当該学習の計画や内容がその学校の教育課程に照らし適切と判断される場合には、当該学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者、当該施設に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、自立を支援する上で意義が大きいこと。
- ・なお、評価の指導要録への記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるのではないが、児童生徒の学習状況を文章記述するなど、次年度以降の児童生徒の指導の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものであること。

◆評価を進める際の留意点◆

- 本人との面談、作成物、保護者や施設等を通して得た情報等をもとに、できる限り評価・評定を行う。
- 日常的に家庭や施設への訪問等での関係づくりに努め、本人の成長を見守る過程の積み重ねが、評価・評定に表れるようにする。
- 「総合所見及び指導上参考となる諸事項」に児童生徒の進歩の状況などを記述する。
- 関係者でよりよい評価方法を決定し、本人や保護者の理解を得ながら評価を行う。

が示されており、右上のような留意点を踏まえ、評価を進めることが必要です。

◆学校外での相談・指導、自宅での学習活動への対応◆

公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合

- ・不登校児童生徒が学校外の施設において相談・指導を受けるとき、校長は、下記の「要件」を満たすとともに、当該施設への通所又は入所が学校への復帰を前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断される場合に、指導要録上出席扱いとすることができます。

※「要件」については平成15年6月の文部科学省通知「不登校への対応の在り方について」を参照

学校外の公的機関等に通所している場合

- ・不登校児童生徒が学校外の公的機関等で相談・指導を受けるため通所する際、校長が通所する日数を指導要録上出席扱いと認定する場合に、通学定期乗車券制度が適用されます。

※詳細については平成21年3月の文部科学省通知「不登校児童生徒が学校外の公的機関等に通所する場合の通学定期乗車券制度の適用について」を参照

自宅においてIT等を活用した学習活動を行っている場合

- ・不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行うとき、校長は、下記の「要件」を満たすとともに、その学習活動が学校への復帰に向けての取組であることを前提とし、かつ、不登校児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切であると判断する場合に、指導要録上出席扱いとすること及びその成果を評価に反映することができます。

※「要件」については平成17年7月の文部科学省通知「不登校児童生徒が自宅においてIT等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について」を参照

○不登校に関する相談については・・・

学校・教育委員会の教育相談窓口

まずは、通っている学校や教育委員会等の教育相談の窓口にご相談してください。
 なお、北海道教育委員会の教育相談窓口は以下のとおりです。

相談窓口	電話番号	相談時間等
＜道立教育研究所＞ 教育相談電話（子ども専用フリーダイヤル）	0120-3882-56	毎日24時間
	0120-3882-86	月～金10:00～17:00
＜道立特別支援教育センター＞教育相談電話	011-612-5030	月～金 9:00～17:00
＜道立教育研究所＞メール相談	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp	

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
空知教育局	0126-22-3912	上川教育局	0166-46-5243
石狩教育局	011-221-5297	留萌教育局	0164-42-5717
後志教育局	0136-22-2222	宗谷教育局	0162-33-7630
胆振教育局	0143-22-6594	オホーツク教育局	0152-44-7262
日高教育局	0146-22-1325	十勝教育局	0155-23-4950
渡島教育局	0138-47-9177	釧路教育局	0154-43-1475
檜山教育局	0139-52-1123	根室教育局	0153-23-2715

（相談時間：月～金 8:45～17:30）

市町村が設置する適応指導教室

適応指導教室については、お住まいの市町村教育委員会にお問合せください。

フリースクールなど民間の相談・施設一覧施設

フリースクールなどの民間施設については、それぞれの施設にお問合せください。
 なお、北海道教育委員会が調査票の提出を受け、活動の状況を把握している民間施設は、

民間施設 北海道

または、<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssg/freescl/freesclist.htm>

○不登校に関する資料は・・・

＜北海道教育委員会HP「不登校児童生徒への指導・支援に関する資料」＞

不登校対応 北海道

または、http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/sido_siryu_futoko.htm

＜北海道立教育研究所HP「指導資料等について『生徒指導・教育相談』」＞

指導資料 道研

または、<http://www.doken.hokkaido-c.ed.jp/research/date/>

＜文部科学省HP＞

不登校 文部科学省

または、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1302905.htm